

# 岡山市から 引っ越しされる方へ

～第27回参議院議員通常選挙の投票について～

新住地の市区町村で参議院議員通常選挙の投票をするには、令和7年4月2日までに新住所地に転入届をしていなければなりません。

**4月3日以降**に新住所地に転入届をした場合は、旧住所地の**岡山市**での投票となります。

## 投票方法

投票方法は、いずれかになります。

1. 岡山市で、7月4日(金)～19日(土)の間に期日前投票する
2. 岡山市で、7月20日(日)の投票日に投票する
3. 岡山市に行けない場合は、岡山市に投票用紙等を請求して、もよりの市区町村の選挙管理委員会で不在者投票する



詳しくは、こちら

## 注意

- 旧住所地の岡山市で投票するためには、転出前に岡山市に3カ月以上住んでいて、岡山市の選挙人名簿に登録されている必要があります。
- 岡山市からの転出日が令和7年3月3日以前の場合は、岡山市でも投票できません。
- 岡山市からの転出日が令和7年3月4日から19日までの場合は、転出日から4カ月を経過する日まで、岡山市で期日前投票のみできます。